

岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第78号

岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例

岩手県部局等設置条例（平成12年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局等を置く。</p> <p>[略]</p> <p>政策地域部</p> <p>環境生活部</p> <p>[略]</p> <p>復興局</p> <p><u>国体・障がい者スポーツ大会局</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局等を置く。</p> <p>[略]</p> <p>政策地域部</p> <p><u>文化スポーツ部</u></p> <p>環境生活部</p> <p>[略]</p> <p>復興局</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>文化スポーツ部</u></p> <p>ア <u>文化に関する事項</u></p> <p>イ <u>スポーツに関する事項</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p>

(8) [略]	(9) [略]
(9) [略]	(10) [略]
(10) 国体・障がい者スポーツ大会局	
ア 第71回国民体育大会に関する事項	
イ 第16回全国障害者スポーツ大会に関する事項	
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(岩手県文化芸術振興基本条例の一部改正)
- 岩手県文化芸術振興基本条例（平成20年岩手県条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第25条 審議会の庶務は、 <u>環境生活部</u> において処理する。	(庶務) 第25条 審議会の庶務は、 <u>文化スポーツ部</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 岩手県スポーツ推進審議会条例（平成23年岩手県条例第75号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第2条 [略] 2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから <u>教育委員会</u> が任命する。 3 [略] (庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>教育委員会の事務局</u> において処理する。	(組織) 第2条 [略] 2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから <u>知事</u> が任命する。 3 [略] (庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>文化スポーツ部</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の岩手県スポーツ推進審議会条例第2条第2項の規定により任命された岩手県スポーツ推進審議会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、前項の規定による改正後の岩手県スポーツ推進審議会条例第2条第2項の規定により岩手県スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成30年6月22日までとする。
- 5 この条例の施行の際現に附則第3項の規定による改正前の岩手県スポーツ推進審議会条例第3条第1項の規定により互選された岩手県スポーツ推進審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、施行日に、附則第3項の規定による改正後の岩手県スポーツ推進審議会条例第3条第1項の規定により岩手県スポーツ推進審議会の会長として互選され、又は同条第3項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。